

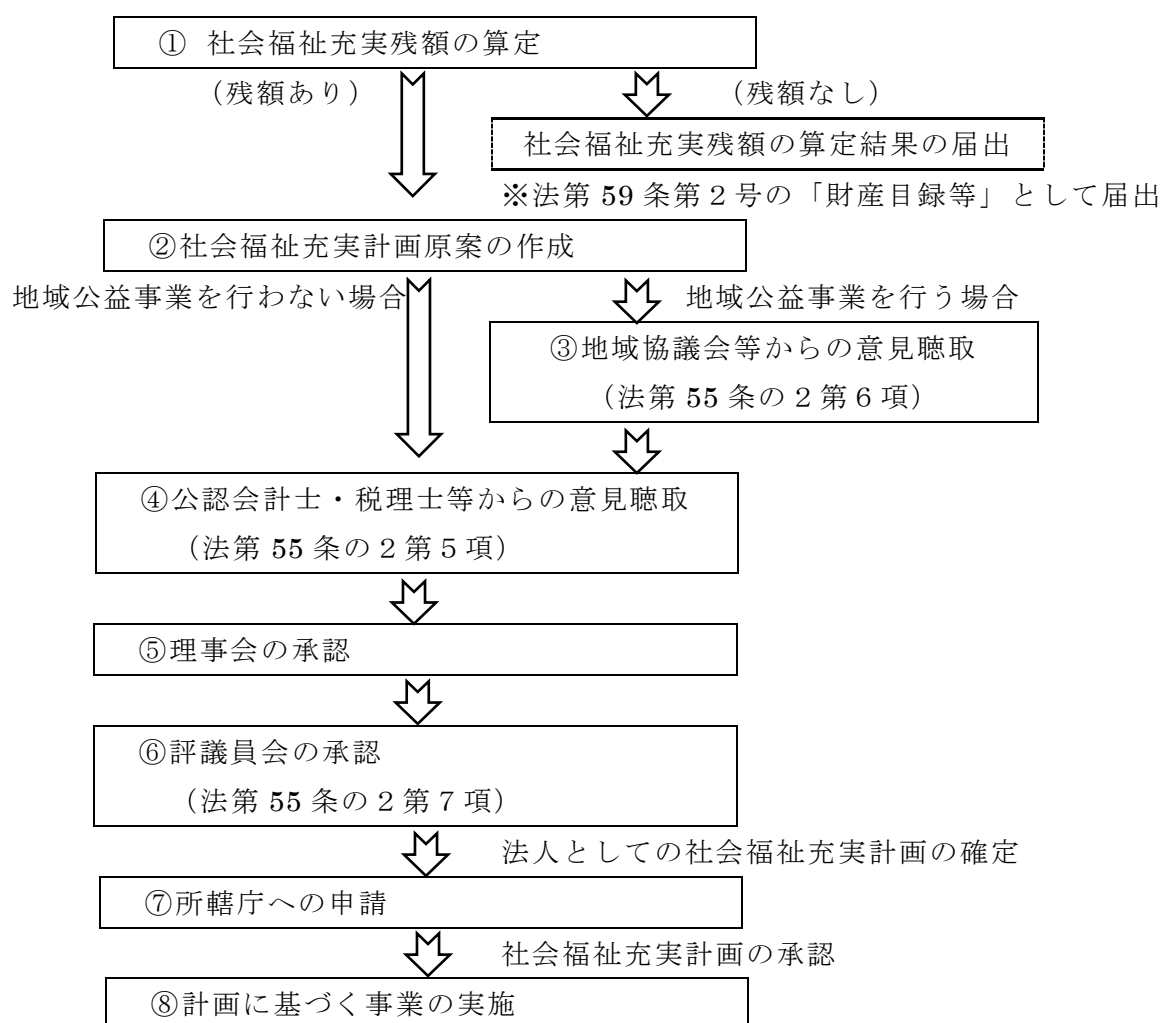
## 雲南市社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理要領

### 1. 目的

この要領は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 55 条の 2 に規定する「社会福祉充実計画の承認」、法第 55 条の 3 に規定する「社会福祉充実計画の変更」及び法第 55 条の 4 に規定する「社会福祉充実計画の終了」に関する事務手続きを円滑に行うために、社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「規則」という。）に定める外に、必要な手続きについて定めるものとする。

### 2. 社会福祉充実計画の策定の流れ

社会福祉充実計画は、原則として、次の流れに沿って策定するものとする。



なお、④の意見聴取については、監事監査の終了後とするなど、決算が明確となった段階で行うものとする。

また、社会福祉充実残額の算定は、毎会計年度の決算に併せて行うものとする。

### 3. 社会福祉充実残額の算定（法第 55 条の 2 第 1 項及び規則第 6 条の 14 関係）

社会福祉充実残額は、次の計算式により算定するものとする。

### 【計算式】

社会福祉充実残額＝①「活用可能な財産」－②「控除対象財産」

(注1) 上記の計算の過程において1円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

(注2) 最終的な計算の結果において、社会福祉充実残額に1万円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### (1) 「活用可能な財産」の算定（法第55条の2第1項第1号及び規則第6条の14第1項第1号関係）

「活用可能な財産」は、法人単位の貸借対照表を元に、次の計算式により算定するものとする。

### 【計算式】

「活用可能な財産」＝資産の部合計－負債の部合計－基本金－国庫補助金等特別積立金

なお、この計算の結果が負の値となる場合は、社会福祉充実残額が生じないことになるので、以降に記載する控除対象財産の算定は不要とする。

#### (2) 「控除対象財産」の範囲（法第55条の2第1項及び規則第6条の14関係）

「控除対象財産」は、法人が現に社会福祉事業や公益事業、収益事業（以下「社会福祉事業等」という。）に活用している財産や事業継続に必要な資金で、以下に掲げるものとする。

- ①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」
- ②「再取得に必要な財産」
- ③「必要な運転資金」

#### (3) 「控除対象財産」の算定

##### ①「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定（規則第6条の14第1項第1号関係）

###### ○基本的な考え方

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産は、法人が現に実施する社会福祉事業等に、直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼし得るものに限るものとする。具体的な取扱いについては、原則として、次表に掲げるとおりとする。

<資産の部>			控除対象 の判別
大区分	中区分	勘定科目の内容	
流動資産	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	◎
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。業種の特性に 応じ小区分を設けることができる。	○
	医薬品	医薬品の棚卸高をいう。	◎
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高をいう。	◎

	給食用材料	給食用材料の棚卸高をいう。	◎
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するものをいう。	◎
	仕掛品	製品製造又は受託加工のために現に仕掛中のものをいう。	◎
	原材料	製品製造又は受託加工の目的で消費される物品で、消費されていないものをいう。	◎
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	○
	前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	◎
	1年以内回収予定 長期貸付金	長期貸付金のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎
	短期貸付金	生計困窮者に対して無利子または低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。	◎
	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	○
	その他の流動資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金の期限が到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○
固定資産 (基本財産)	土地	基本財産に帰属する土地をいう。	◎
	建物	基本財産に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	◎
	定期預金	定款等に定められた基本財産として保有する定期預金をいう。	○
	投資有価証券	定款等に定められた基本財産として保有する有価証券をいう。	○
固定資産 (その他の固 定資産)	土地	基本財産以外に帰属する土地をいう。	○
	建物	基本財産以外に帰属する建物及び建物付属設備をいう。	○
	構築物	建物以外の土地に固着している建造物をいう。	○
	機械及び装置	機械及び装置をいう。	○
	車輛運搬具	送迎用バス、乗用車、入浴車等をいう。	○

器具及び備品	器具及び備品をいう。	○
建設仮勘定	有形固定資産の建設、拡張、改造などの工事が完了し稼働するまでに発生する請負前渡金、建設用材料部品の買入代金等をいう。	◎
有形リース資産	有形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○
権利	法律上又は契約上の権利をいう。	○
ソフトウェア	コンピュータソフトウェアに係る費用で、外部から購入した場合の取得に要する費用ないしは制作費用のうち研究開発費に該当しないものをいう。	○
無形リース資産	無形固定資産のうちリースに係る資産をいう。	○
長期貸付金	生計困窮者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、法人が職員の質の向上や福利厚生の一環として行う奨学金貸付等、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。	◎
差入保証金	賃貸用不動産に入居する際に賃貸人に差し入れる保証金をいう。	◎
長期前払費用	時の経過に依存する継続的な役務の享受取引に対する前払分で貸借対照表日の翌日から起算して1年を超えて費用化される未経過分の金額をいう。	◎
その他の固定資産	上記に属さない債権等であって、貸借対照表日の翌日から起算して入金期限が1年を超えて到来するものをいう。ただし、金額の大きいものについては独立の勘定科目を設けて処理することが望ましい。	○

(◎：控除対象となるもの、○：社会福祉事業等の用に供されるものに限り、控除対象となるもの)

(注1) 基本財産のうち、土地・建物を除く定期預金及び投資有価証券については、法人設立時に必要とされた基本財産(「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障発第890号、社援発第2618号、老発第794号、児発第908号。)等に基づき必要とされた額(社会福祉施設等を経営する法人にあつては、100万円又は1,000万円、社会福祉施設等を経営しない法人にあつては、1億円又は所轄庁が認めた額等))の範囲内であれば控除対象とする。

(注2) 現に社会福祉事業等に活用していない土地・建物については、原則として控除対象とはならないが、社会福祉充実残額の算定を行う会計年度の翌会計年度において具体的に活用することが明らかな場合(翌会計年度中に社会福祉事業等に活用する建物の建設に着工する場合であつて、事業開始は翌々会計年度以降となるような場合を含む。)については、控除対象とす

る。

なお、土地・建物を翌々会計年度以降に活用する場合にあっては、当該財産については、控除の対象とすることはできないが、社会福祉充実計画に当該財産の具体的な活用方策を記載すれば、当該土地・建物を保有し、活用することができるものとする。

(注3) 国や自治体からの補助を受け、又は第三者から用途・目的を明確に特定した寄付等の拠出を受け、資産として計上された積立資産等については、控除対象とする。

(注4) 損害保険金又は賠償金を受け、これを原資として建物等の現状復旧を行うために積み立てた財産等については、当該保険金又は賠償金の範囲で控除対象とする。

#### ○算定方法

上記基本的考え方に基づき財産目録により特定した事業に活用している不動産等の貸借対照表に計上された額の合計金額から、以下の調整額を控除したものを「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額とする。

##### ア. 対応基本金及び国庫補助金等特別積立金の調整

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の取得財源が、基本金及び国庫補助金等特別積立金により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時において、既に相当する基本金及び国庫補助金等特別積立金の額を控除していることから、二重の控除を防止するため、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額から、既に控除している額を差し引く調整を行うものとする。

なお、差し引く基本金の額については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号。以下「運用取扱通知」という。）の別紙3（⑥）の基本金明細書に記載した第1号基本金及び第2号基本金の当期末残高の合計額とする。

##### イ. 対応負債の調整

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の取得財源が、借入金及びリース債務（以下「負債」という。）により賄われている場合には、「活用可能な財産」の算定時に既に負債の総額を控除していることから、二重の控除を防止するため、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額から、既に控除している負債の額を差し引く調整を行うものとする。

差し引く負債の額は、貸借対照表における次の科目の合計額（控除対象財産に明らかに対応していない負債は除く。）とする。

- ・ 1年以内返済予定設備資金借入金
- ・ 1年以内返済予定リース債務
- ・ 設備資金借入金
- ・ リース債務

○上記の調整を行った結果、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額が

負の値となる場合の取扱い

この場合には、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額は、0円として取り扱うものとする。

○財産目録の記載方法

控除対象財産の算定に必要な財産目録の記載については、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年11月11日付け雇児発1111第3号、社援発第1111第5号、老発第1111第6号）の別紙4に基づき作成するものとする。

②「再取得に必要な財産」の算定（規則第6条の14第1項第2号関係）

○基本的な考え方

社会福祉施設等の「再取得に必要な財産」については、現に事業に活用している建物・設備等と同等のものを将来的に更新することを前提としつつ、建物については、建設当時の建設資材や労務費の変動等を考慮した建設単価等上昇率を勘案した上で必要額を控除するものとする。

なお、建物の建替に必要な財産の算定に当たっては、直近の補助金や借入金の水準を勘案した一般的な自己資金比率を設定し、これに減価償却累計額を乗じて得た額を基本とする。

また、当該財産は、建物の経過年数に応じて必要な財産額を算定する必要があるため、独立した建物単位で算定し、これらの算定した額を法人全体で合算するものとする。

○算定方法

以下の方法により算出した「将来の建て替えに必要な費用」、「建て替えまでの間の大規模修繕に要する費用」及び「設備・車両等の購入に必要な費用」の合計額とする。

ア．「将来の建て替えに必要な費用」の額

以下の計算式により算出した額とする。

【計算式】

建物に係る減価償却累計額×建設単価等上昇率×一般的な自己資金比率（％）

a．減価償却累計額について

減価償却累計額は、社会福祉充実残額を算定する会計年度末までの各会計年度において計上された減価償却費の累計額とする。

また、減価償却累計額は、建物の建設時からの経過年数に応じて異なるものであることから、独立した建物単位で算定するものとする。

なお、建物に係る減価償却の計算に当たって必要となる耐用年数については、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

b．建設単価等上昇率について

建設単価等上昇率については、別に通知する国土交通省が公表する建設工事費デフレーターによる上昇率、又は次の計算式による割合のいずれか高い割合を使用するものとする。

### 【計算式】

別に定める1㎡当たりの建設等単価÷当該建物の建設時における1㎡当たりの建設単価（当該建物の建設時の取得価額÷当該建物の建設時における延べ床面積）

※小数点第4位を四捨五入すること

#### c. 一般的な自己資金比率について

一般的な自己資金比率については、別に定める割合を乗じて算定するものとする。

ただし、現に社会福祉事業等に活用している建物については、次の計算式により算定した建設時における自己資金比率と、一般的な自己資金比率を比較して、高い方の割合を使用することができるものとする。

なお、既存建物を取得した場合については、建設時を取得時と読み替えて計算を行うものとする。

### 【計算式】

当該建物の建設に係る自己資金額÷当該建物の建設時の取得価額

※小数点第4位を四捨五入すること

#### イ. 「大規模修繕に必要な費用」の額

大規模修繕に必要な費用については、原則として、独立した建物ごとの減価償却累計額に、別に定める割合を乗じて得た額から、過去の大規模修繕に係る実績額を控除し、これらを法人全体で合算して得た額とする。（当該計算の結果が負の値となる場合については、0円として取り扱うものとする。）

ただし、これまでの大規模修繕に係る実績額が不明な場合には、例外的に次の計算式により得た額を費用の額とすることができるものとする。

### 【計算式】

建物に係る減価償却累計額×別に定める割合×{建物に係る貸借対照表価額÷（建物に係る貸借対照表価額+建物に係る減価償却累計額）}

#### ウ. 「設備・車両等の更新に必要な費用」の額

設備・車両等の更新に必要な費用については、「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の額の算定に当たって、財産目録において特定した建物以外の固定資産に係る減価償却累計額の合計額とする。

### ③ 「必要な運転資金」の算定（規則第6条の14第1項第3号関係）

#### ○基本的な考え方

「必要な運転資金」については、賞与の支払いや、突発的な建物の補修工事等の緊急的な支出等に備えるための最低限の手元資金として、必要額を控除する。

#### ○算定方法

法人単位で作成する資金収支計算書の事業活動支出額に12分の3を乗じて得た額とする。

#### （4）控除対象財産の算定の特例

「再取得に必要な財産」及び「必要な運転資金」の合計額と、資金収支計算書の年間事業活動支出の額とを比較して、当該合計額が年間事業活動支出を下回る場合については、

将来的な事業用土地・建物の取得も考慮し、特例的な取扱いとして、年間事業活動支出の全額を控除対象財産として控除することができるものとする。

なお、この場合、「再取得に必要な財産」及び「必要な運転資金」について算定した額については、控除できないものとする。

(5) 社会福祉充実残額の計算過程に関する書類の保存

社会福祉充実残額の計算過程に関する書類については、計算の対象とした会計年度の初日から起算して10年間保存するものとする。

ただし、社会福祉充実計画を策定する場合には、当該計画の計画期間中の各会計年度において作成した当該書類については、計画期間の満了の日から起算して10年間保存するものとする。

(6) その他

社会福祉充実残額の算定に当たっては、計算書類などから各種数値を用いて算定する必要があるが、これらの事務処理の簡素化を図る観点から、原則として電子開示システムに組み込まれた「社会福祉充実残額算定シート」を活用して算定を行うものとする。

#### 4. 社会福祉充実計画の策定

社会福祉充実残額の算定を行った結果、社会福祉充実残額が生じた場合には、社会福祉法人（以下「法人」という。）は、次に掲げるところにより社会福祉充実計画（様式1）を策定するものとする。

(1) 社会福祉充実計画に記載すべき内容（法第55条の2第3項及び規則第6条の15関係）

社会福祉充実計画に記載すべき内容は、次のとおりとする。

- ①既存事業の充実又は新規事業（社会福祉充実事業）の規模及び内容
- ②事業区域
- ③社会福祉充実事業の事業費
- ④社会福祉充実残額
- ⑤計画の実施期間
- ⑥法人名、法人の所在地、連絡先等の基本情報
- ⑦社会福祉充実残額の使途に関する検討結果
- ⑧資金計画
- ⑨公認会計士・税理士等からの意見聴取年月日
- ⑩地域協議会等の意見の反映状況（地域公益事業を実施する場合に限る。）
- ⑪計画の実施期間が5か年度を超える理由等

(2) 社会福祉充実計画に記載する事業の種類（法第55条の2第4項及び規則第6条の16関係）

社会福祉充実計画には、次に掲げる事業について、記載する順番にその実施について検討を行い、その結果を記載するものとする。（検討を行って事業を実施しないとの結果に至った場合も、その理由を記載すること。）

なお、計画に記載する事業の検討に当たっては、将来的な福祉・介護人材の確保・定着を図る観点から、職員処遇の充実を進めていくことが重要であることから、処遇改善に係る事業の実施について可能な限り検討を行なうものとする。



- ①社会福祉事業及び法第 2 条第 4 項第 4 号に規定する事業に該当する公益事業
- ②地域公益事業
- ③公益事業のうち、①及び②に掲げる公益事業以外のもの

また、新たな事業を実施する場合には、定款の変更等の手続きの必要性について検討し、必要があれば変更等の手続を行うものとする。

(3) 地域公益事業について

地域公益事業は、法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料又は低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供するもの」と定義されるものであって、法第 26 条第 1 項に規定する公益事業に該当するものとする。

※地域公益事業の内容については、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年 6 月 1 日付け社援基発 0601 第 1 号）を参照

(4) 社会福祉充実計画の計画期間

社会福祉充実計画の計画期間は、原則として、社会福祉充実残額を算定した会計年度の翌会計年度から 5 か年度以内の範囲で、計画策定時に算定した社会福祉充実残額の全額を財源として実施する事業（以下「社会福祉充実事業」という。）の実施期間とする。

ただし、次に掲げるような合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、その計画期間を 10 か年度以内とすることができるものとする。

- ①社会福祉充実残額の規模からして、5 か年度の計画期間内に費消することが合理的でない場合
- ②5 か年の計画期間経過後において、明確な事業計画（事業拡大や既存建物の建て替え等）が定まっている場合

なお、計画期間内における事業の始期や終期、実施期間（単年度又は複数年度）、各年度の事業費は、法人が任意で設定することができるものとする。

(5) 社会福祉充実事業に活用する社会福祉充実残額の範囲の特例

社会福祉充実残額については、社会福祉充実計画の計画期間内（(4)により計画期間を延長した場合を含む。）において、その全額を費消することを原則とするが、社会福祉充実残額の全額を計画期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の概ね 2 分の 1 以上を、社会福祉充実事業に充てることを内容とする計画を策定することができるものとする。

5. 社会福祉充実計画に係る公認会計士・税理士等からの意見聴取（法第 55 条の 2 第 5 項及び規則第 6 条の 17 関係）

社会福祉充実計画の策定にあたっては、法人は次に掲げる事項について、公認会計士又は税理士等の財務の専門家（以下「財務の専門家」という。）の意見を聴取するものとする。

- ①社会福祉充実残額の算定関係
  - ア 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定
  - イ 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の適否
  - ウ 再取得に必要な財産の再計算の適否
  - エ 必要な運転資金の再計算の適否

オ 社会福祉充実残額の再計算の適否

②法人が行う社会福祉充実事業関係

ア 事業費の計算の適否

また、財務の専門家とは、公認会計士、税理士のほか、監査法人、税理士法人をいうものであり、法人の会計監査人や顧問税理士、これらの資格を保有する評議員、監事等（理事長を除く。）であっても差し支えないものとする。

なお、意見聴取の結果については、財務の専門家から（様式 2）を参考に作成された報告書として提出を受けるものとする。

※当該報告書の交付日は、社会福祉充実残額を算定した会計年度に係る監事監査報告書の作成年月日以降の日付けとすること。

6. 社会福祉充実計画に係る地域協議会等への意見聴取（法第 55 条の 2 第 6 項関係）

法人が地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する場合には、次に掲げる内容について、地域協議会等の意見を聴取するものとする。

①地域の福祉課題

②地域に求められる福祉サービスの内容

③自ら取り組もうとしている地域公益事業に対する意見

④関係機関との連携

なお、地域協議会については、法第 55 条の 2 第 8 項において、「所轄庁は、社会福祉法人に対し、社会福祉充実計画の作成及び円滑かつ確実な実施に関し必要な助言その他の支援を行う」と規定されていることを踏まえて、雲南市長（以下「市長」という。）が地域の実情に応じた体制を構築するものとする。

7. 社会福祉充実計画に係る評議員会の承認（法第 55 条の 2 第 7 項関係）

法人は、5、6 に定めるところにより必要な意見聴取を行った社会福祉充実計画について、理事会での審議、承認を得た上で、評議員会に諮りその承認を得るものとする。

8. 社会福祉充実計画に係る承認申請（法第 55 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 9 項並びに規則第 6 条の 13 関係）

（1）承認申請書の提出

社会福祉充実計画について評議員会の承認を得た法人は、社会福祉充実残額が生じた会計年度の翌会計年度の 6 月 30 日までに、当該計画書を添付した承認申請書（様式 3）を雲南市健康福祉部健康福祉総務課に提出するものとする。

（2）社会福祉充実計画の承認

社会福祉充実計画の提出を受けた市長は、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることを踏まえつつ、次の事項について審査を行い、問題がないと認めた場合は当該計画について承認し、申請を行った法人に対し承認書（様式 4）を交付するものとする。

①計画の記載内容。

ア 社会福祉充実残額と事業の規模及び内容の整合性（法第 55 条の 2 第 9 項第 1 号）

イ 社会福祉事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性（法第 55 条の 2 第 9 項第 2 号）

ウ 地域公益事業が記載されている場合、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性（法第 55 条の 2 第 9 項第 3 号）

②計画の策定に係る手続の適否

④計画内容の実現性の可否（申請時点における介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等の行政計画との整合性）

なお、社会福祉充実計画に関する市長の承認の効力は、計画期間の満了により失効するものとする。ただし、計画期間が満了する会計年度の決算において、社会福祉充実残額が生じていた場合には、改めて翌会計年度以降を計画期間とする社会福祉充実計画を策定し、市長の承認を得なければならないものとする。

## 9. 社会福祉充実計画に基づく事業実施（法第 55 条の 2 第 11 項関係）

市長の承認を得た後、法人は、承認された社会福祉充実計画に従って事業を実施するものとする。

なお、社会福祉充実事業の開始時期は、所轄庁の承認日以降とする。

また、承認された社会福祉充実計画に従って事業を実施することが困難となった場合には、当該計画の変更又は終了の手続を行うものとする。

## 10. 社会福祉充実計画の変更（法第 55 条の 3 及び規則第 6 条の 18 から第 6 条の 20 の関係）

### （1）変更承認申請書等の提出

法人が社会福祉充実計画の変更を行う場合には、軽微な変更を行う場合を除き、承認申請と同様の手続を経て、市長に対して変更承認申請書（様式 5）を提出するものとする。

また、社会福祉充実計画について、軽微な変更を行う場合については、法人は市長に対して、事前に変更届出書（様式 7）を提出するものとする。

なお、社会福祉充実計画は、承認申請時点における将来の社会福祉充実残額の使途を明らかにするという趣旨のものであることから、社会福祉充実残額の増減のみを理由に変更を行うことは要しないものとする。ただし、計画に記載した社会福祉充実残額と、毎会計年度において算定した社会福祉充実残額に大幅な乖離が生じた場合には、原則として変更承認申請を行うものとする。

承認を要する事項及び届出を要する事項については、具体的にはそれぞれ次表に掲げる場合とする。

	変更承認事項	変更届出事項
事業内容関連	○新規事業を追加する場合 ○既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合 ア 対象者の追加・変更 イ 支援内容の追加・変更 ○計画上の事業費について、2	○既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合 ○計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合

	0%を超えて増減させる場合	
事業実施地域関連	○市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合	○同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合
事業実施期間関連	○事業実施年度の変更を行う場合 ○年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合	○同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合
社会福祉充実残額関連	○事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合	○事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合
その他		○法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

なお、社会福祉充実計画における事業の実施期間の変更は、最大10か年度の範囲内で可能であるが、当該変更は、社会福祉充実残額の規模や地域のニーズの変化等を踏まえた上で行われるべきものであり、合理的な理由なく、単に事業実施期間を延長することは、認めることはできないものとする。

## (2) 社会福祉充実計画の変更承認

変更承認申請書の提出を受けた市長は、承認申請に準じて変更内容を審査し、適当と認めた場合には、申請した法人に対し変更承認書（様式6）を交付するものとする。

## 1.1. 社会福祉充実計画の終了（法第55条の4及び規則第6条の21関係）

### (1) 終了承認申請書の提出

社会福祉充実計画の計画期間中に、やむを得ない事由により当該計画に従って事業を行うことが困難となった法人は、終了承認申請書（様式8）を市長に提出し、市長の承認を受けた場合は、社会福祉充実計画を終了することができるものとする。

ここでいう「やむを得ない事由」とは、

- ①社会福祉充実事業に係る事業費が見込みを上回ること等により、社会福祉充実残額が生じなくなることが明らかな場合
- ②地域の福祉ニーズの減少など、状況の変化により、社会福祉充実事業の目的の達成、又は事業の継続が困難となった場合

などとする。

### (2) 社会福祉充実計画の終了承認

終了承認申請書の提出を受けた市長は、承認申請に準じて変更内容を審査し、適当と認めた場合には、申請した法人に対し終了承認書（様式9）を交付するものとする。

### (3) 計画終了時の社会福祉充実残額の取扱いについて

社会福祉充実計画の終了時期が会計年度の途中であった場合に、当該会計年度に社会福祉充実残額が残っていたとしても、その時点で新たに社会福祉充実計画を策定する必要はなく、会計年度が終了した後に改めて社会福祉充実残額を算定し、残額が生じる場合には、翌会計年度以降を計画期間とする新たな社会福祉充実計画を策定するものとする。

## 12. その他

### (1) 社会福祉充実計画の公表

次に掲げる場合については、法人のホームページ等において、直近の社会福祉充実計画を公表するものとする。

①社会福祉充実計画を策定し、市長の承認を受けた場合

②社会福祉充実計画を変更し、市長の承認を受け、又は市長に届出を行った場合

なお、規則第10条第2項の規定に基づき、法人が電子開示システムを活用して社会福祉充実計画の公表を行うときは、これを行ったものとみなす。

### (2) 社会福祉充実事業に係る実績の公表

社会福祉充実計画に記載した社会福祉充実事業に係る実績については、毎年度において法人のホームページ等でその公表に努めるものとする。

### (3) 社会福祉充実計画の保存

社会福祉充実計画は、法人において、計画期間の満了の日から10年間保存しなければならないものとする。

附則

この要領は平成29年5月1日から施行する。